



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？



「もの言う」自由を守る会

ニュース 22号

2022年1月12日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>

☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

2月21日 いよいよ一審判決！ この裁判で勝ち取るべきものは？

2月21日、いよいよ岐阜地方裁判所で判決が言い渡されます。この事件の判決で勝ち取るべきものは何でしょうか。

まずは、とにかく一部でも勝訴することが重要です。全面敗訴となれば、今回の大垣警察の行為が全て適法ということになってしまい、このような情報交換行為に司法のお墨付きを与えてしまうことになるからです。また、今回の裁判は岐阜県警察が属する岐阜県や警察庁の属する国が相手です。このような、国や都道府県相手の裁判は、非常に勝つのが難しい。国や都道府県には行政権行使について広い裁量があるとして、なかなか違法だと認定されないのです。したがって、一部でも勝訴するという事は、それだけで大きな意義があります。

そして、情報提供行為については、原告の同意もなく提供されたものなので、勝つ可能性があります。一部の原告の一部の情報提供行為のみであっても勝つということは、少なくともその点について、裁判所が公安警察の行為の違法性を

断罪するということになります。これは大きな意義があります。

最も重要なのは、本件の本質である公安警察の情報収集活動及び情報保有行為について、裁判所が違憲・違法と認定することです。ここで勝てば、抹消請求も認められるはずですが、議事録記載の情報にのみ限定されるとしても、公安警察の情報収集及び情報保有が違憲・違法となれば、緒方さんの盗聴事件などを除いてこれまでほとんど明らかにされず、したがって、ほとんど違憲・違法とされなかった公安警察の情報収集活動が断罪されることになります。この裁判の核心はまさにこの点だと考えます。やりたい放題の公安警察の活動にストップをかけ、法的コントロールを及ぼす第1歩となるのではないのでしょうか。

裁判所が本件の核心について、自信をもって違憲・違法という判断を下すことができるよう、世論で裁判所を後押ししましょう。

(岡本浩明)

弁護団最終準備書面要旨

1 本件情報交換の本質

大垣署警備課とシーテック社との間で行われた本件情報交換の本質は、公安警察による情報収集活動である。大垣署警備課は、風力発電事業が円滑な進捗へのシーテック社の危機感を煽り、同社を公安警察活動の協力者に仕立て上げるために、原告らの個人情報を提供した。危機感を煽られたシーテック社は、大垣署警備課から有益な情報を得るために、原告らの個人情報を収集し、大垣署警備課に提供していた。このように、公安警察は、民間の事業者などを協力者として、市民の個人情報を収集しているのである。本件は、公安警察の情報収集の手口が明らかとなった事案である。



2 違憲・違法というほかない

公安警察の原告らに対する長年にわたる情報収集行為及びその情報の保有行為は、憲法が保障する原告らのプライバシー権や人格権を侵害する。

この点、被告らは、情報収集行為等の適法性について、全く主張も立証もせず、ただ、警察法2条1項の「公共の安全と秩序の維持」のためと言うのみである。原告らの情報を収集することがなぜ「公共の安全と秩序の維持」に関係するのか、全く不明である。そもそも、警察法2条は1項で終

わりではない。「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」と規定する2項が存在する。2項は1項の警察活動の範囲を限定するものであって1項と2項は一体のものである。警察法に基づく適法行為というのであれば、1項のみならず、2項の該当性をも主張・立証しなければならない。ところが、被告らは、2項の該当性については一切言及しない。それは原告らに対する情報収集行為等がおよそ2項に該当しないことを自認しているからにほかならない。

よって、公安警察の原告らに対する情報収集行為等は違憲・違法というほかない。

3 被害は深刻である

本件においては、公安警察による情報収集行為等によってどのような被害を受けたのか、その被害の全容を、当の被害者である原告らが知ることはできない。どれだけの情報を収集し、またその収集した情報をどう利用してきたかを、被告らは全く明らかにしないからである。この裁判手続でも事実関係について認否しないし、どのような情報を保有しているかも明らかにしなかった。提訴前の岐阜県



警本部長に対する個人情報開示請求手続においても「存否応答拒否」であった。被害の全容が被害者にすら分からないということが、本件の被害の深刻さを物語っているのである。今後、その被害を拡大させないためには、せめて、公安警察が現時点で保有する原告らの全ての情報を抹消することが不可欠である。

4 行政権に対し立憲主義の何たるかを知らしめるのは司法権の使命である

そもそも、なぜ原告らは、公安警察によって情報を収集されたのか。憲法で保障された権利(思想・信条の自由、表現の自由、信教の自由など)に基づき、自らの信念に基づいて国策に反対してきたに過ぎない。結局、公安警察は、国策に反対する原告らを敵視し、継続的に監視し情報を収集して

きたのである。そのような情報収集行為等が許されるはずがない。

かかる違法な情報収集行為等が白日の下にさらされても、被告らは、本件について認否もしないし、証人尋問にも応じない。さらには、国会において、警察庁警備局長が「通常行っている警察業務の一環」とまで答弁した。法と裁判所を軽視し、自らの行為を顧みることもなく、通常業務とまで言い放つ公安警察に対し、立憲主義の何たるかを知らしめるのは司法権の使命である。本件の本質が公安警察の情報収集行為にあることを正しく理解し、情報提供行為にとどめず、情報収集行為とその保有行為にまで、鋭く司法の鉄槌を振り下ろすことを期待する。

原告・松島勢至さん意見陳述(抜粋)

私は真宗大谷派の僧侶です。念仏を抛りどころにして、佛の教えに添って生きようとするものです。阿弥陀仏は、我々に「地獄・餓鬼・畜生」の無い世界を生きて欲しいと願いをかけています。それは、戦争、そして貧困と格差、さらに誰からも管理されず、権力者の言いなりになることのない生き方をして欲しいという願いです。それは人間の根本の願いであり、生きとし生けるものの「いのち」が損なわれてはならないということです。

今回の事件は、「いのち」が損なわれたものと受け止めています。今この時に、ここに生きていることを否定されたのです。人を監視し情報を収集するということはそういうことです。被告・警察はそのことをしっかりと受け止めて欲しいと思いま

す。誰であろうと監視しても監視されてもいけないのです。人が自分の信念で生きていることを否定することは許されないことです。人が自由にものを言い行動することを制限される社会は地獄であり、畜生の生き方を強いることです。

今回の裁判で問われているのは基本的人権だと思います。「いのち」そのものに対する基本的な在り方が問われているのです。

どうか裁判官に置かれましては、このことを深く受け止めていただき、憲法に則った厳正な判断を下していただきますようお願いして、私の意見陳述とします。



10・25 報告集会など

小雨の中、早くからの傍聴整理券（抽選券）受け取りに遠方から来てくださった方もおられました。6月を区切りとした署名活動は、その後に届いた分の1520筆を提出しました（さらに526筆を11月末に提出。提出した署名総数は16,141筆でした。感謝いたします）。また事務局に届けられたハガキ四百数十枚を裁判所に渡しました。他に多くの方から「ポストに投函した」と聞いています。

法廷では松島さん、岡本弁護士が意見

陳述を行いました（2～3ページに）。

報告集会では、山田弁護団長、岡本副団長、小林事務局長の他に、笹田参三弁護士、山本妙弁護士からもコメントを貰いました。参加者からも励ましや決意の発言を頂きました。



※ 報告集会での皆さんのご発言などは、当会HPにアップしている動画をご覧ください。



「もの言う」自由は基本的人権

法的根拠のない 情報収集は許さない

公安警察に法の網を

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会



結審を迎えるにあたって、これまで重ねてきた議論をもとに、新たな横断幕とボードを作成しました。「法的根拠のない情報収集は許さない」「公安警察に法の網を」「『もの言う』自由は基本的人権」。今後の当会としての運動の指針として行きたいと考えています。

2月21日(月) 15時 判決 岐阜地裁301号法廷

- ・ 14:30～ 岐阜地裁前で入廷行動を行います。
- ・ 傍聴抽選整理券締切時刻は1週間ほど前に発表されます。HPをご覧ください。
- ・ 判決言い渡し後、岐阜地裁前で「旗出し」行動を行った後、岐阜市民会館2Fで報告集会をもちます。弁護団の判決検討もあり、いつもより少し時間がかかると思います。

**「もの言う」自由を守る会
会員募集中！**

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》 ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

「もの言う」自由を守る会HP↓

